

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程等の一部を改正する規程 ～抜粋～

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正

第 1 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（平成 28 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「**100 分の 177.5**」に改める。

↑
平成 28 年 12 月 1 日適用

第 2 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「**100 分の 155**」に、「100 分の 177.5」を「**100 分の 170**」改める。

↑
平成 29 年度適用

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

（地方独立行政法人佐世保市総合医療センター理事会 平成 28 年 12 月 1 日承認）